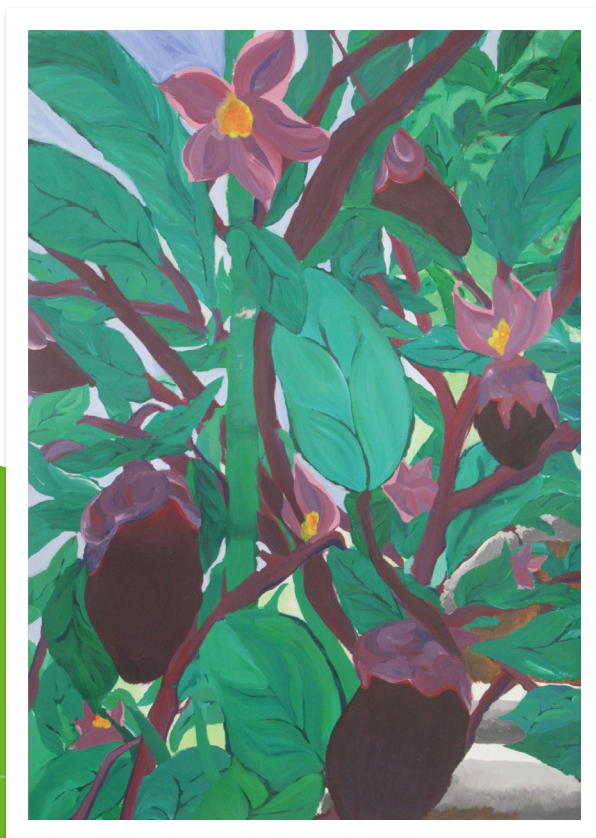


# 第1章



夏やさい

## 就労・住居の確保等を通じた 自立支援のための取組

第1節	就労の確保等	16
第2節	住居の確保等	37

## 第1節 就労の確保等

## 1 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

(1) 職業適性の把握等【施策番号1※<sup>1</sup>】

## (2) 施設内から社会内への一貫した指導・支援スキームの確立【施策番号2】

法務省は、一部の矯正管区及び刑事施設<sup>※2</sup>において、令和2年度から、就労の確保及び職場定着に困難が伴う受刑者に対して、更生保護官署<sup>※3</sup>と連携して、アセスメントに基づく矯正処遇、生活環境の調整、就労の確保に向けた支援等を一体的に行う包括的な就労支援を実施している（令和6年4月現在、札幌刑務所、川越少年刑務所、名古屋刑務所、加古川刑務所、福岡刑務所の5庁を実施庁に指定）。

また、令和5年12月からは、全ての新受刑者の処遇調査<sup>※4</sup>において、必要に応じて福祉専門官、就労支援専門官<sup>※5</sup>等も加わるなどし、社会復帰支援への意向・動機付けの程度、希望職種、職歴等の職業適性等に係る情報をより詳細に把握した上で、改善更生及び円滑な社会復帰に資する作業並びに改善指導の指定等ができるよう努めている。

その他、平成26年度から、保護観察所から委託を受けた民間事業者が、矯正施設<sup>※6</sup>在所中における就職先確保のための支援から就職後の就労継続に必要な寄り添い型の支援までを行う更生保護就労支援事業（【施策番号7ウ】参照）を実施しており、令和7年度は、28庁の保護観察所において実施することとしている。

## (3) 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた処遇等【施策番号3】

法務省は、矯正施設において、就労支援体制の充実のため、平成18年度から非常勤職員である就労支援スタッフ<sup>※7</sup>を配置し、令和元年度からは常勤職員である就労支援専門官を配置している。

刑事施設では、受刑者に対して、特別改善指導（【施策番号62】参照）として、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けて就労準備指導（資1-3-1参照）を実施している。令和6年度の受講開始人員は982人（令和5年度：2,791人）であった。

※1 第二次再犯防止推進計画（[https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04\\_00036.html](https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00036.html)）との対応関係を明らかにするために付しているもの。

※2 刑事施設  
刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。

※3 更生保護官署  
地方更生保護委員会及び保護観察所をいう。

※4 処遇調査  
刑事施設において受刑者の処遇に必要な基礎資料を得られるよう、その資質及び環境に関し、必要に応じて医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用し、面接、診察、検査、行動観察その他の方法によって行う科学的調査のこと。

※5 就労支援専門官  
キャリアコンサルタント等の資格を有する常勤職員。就労支援対象者のうち、特に配慮を要する受刑者等に対する面接・指導のほか、就労支援スタッフ等に対する助言指導等を行っている。

※6 矯正施設  
刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。

※7 就労支援スタッフ  
キャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員。受刑者等に対する面接・指導のほか、ハローワークや事業主との連絡調整業務等を担っている。



## 資 1-3-1

## 就労準備指導の概要



地域社会とともに  
開かれた矯正へ

## 刑事施設における特別改善指導

## 就労準備指導

- 指導の目標  
社会復帰後の就労を目的として、就労意欲を喚起するとともに、職場の人間関係に適応するのに必要な心構え及び行動様式を身に付けさせる。
- 対象者  
以下の要件の全てに該当する者
  - ・稼働能力を有する者
  - ・円滑な社会復帰のために就労することが必要である者
  - ・本指導を受講することにより、就労意欲の喚起が期待できる者
  - ・就労に関する知識及び経験の不足等により、勤労習慣が身に付いていない者
  - ・具体的な就労予定及びその見込みがない者
  - ・釈放の見込み日までの期間がおおむね6月以上の者
- 指導者  
刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、関係機関（公共職業安定所の職員、刑務所出所者の雇用経験を有する事業主等）等
- 指導方法  
グループワーク、講義、視聴覚教材の視聴、ゲストスピーカーによる講話等
- 実施頻度等  
1単元60～90分 10単元 標準実施期間：3～6か月

## カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させ、受講に対する動機付けを行う。	講義
出所後の暮らしと就労	出所後の暮らしを想起させ、在所中に考えるべきこと、決めるべきこと等について考えさせる。	講義、グループワーク
就労の目的	これまでの就労生活を振り返らせ、就労の目的について考えさせるとともに、就労の重要性について理解させる。	講話（ゲストスピーカー等）、グループワーク、視聴覚教材の視聴
自己理解	自己の長所及び短所を理解させるとともに、働き方を選択する上で大切にしたいものについて考えさせる。	講義、グループワーク
様々な働き方	様々な働き方の利点及び欠点を理解させ、自己にとって適当な働き方について考えさせる。	講話（ゲストスピーカー等）、グループワーク、視聴覚教材の視聴
仕事で必要とされる心構え等	出所者の事例、事業主の講話等を通して、出所後働くことについて具体的に考えさせるとともに、職場における人間関係に適応するのに必要となる心構え及び行動様式を身に付けさせる。	

出典：法務省資料による。

また、平成23年度からは、受刑者の勤労意欲を喚起するとともに、社会への貢献を実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、公園の清掃作業などの社会貢献作業を実施している。令和6年度は、刑事施設50庁（令和5年度：50庁）が、73か所（令和5年度：79か所）の事業主体と協定を結んで実施した。

刑事施設及び少年院では、受刑者等の職業意識を涵養<sup>かん</sup>し、就労意欲を喚起することを目的として、協力雇用主<sup>※8</sup>等の出所者等を雇用した経験のある事業主等による職業に関する講話を実施している（令和6年度には、93庁（令和5年度：55庁）において延べ170回（令和5年度：72回）の講話を実施し、延べ7,947人（令和5年度：3,009人）の受刑者等が受講）。

少年院では、職場への定着が出院後の再非行防止に有効であるとの観点から、在院者に対し、職業指導の一環として、就労及び職場定着のために必要な知識及び技能の習得を図ることを目的とした職業生活設計指導科を設けており、受講者個々の必要性を踏まえながら指導を実施している。少年院における処遇の概要については【施策番号56】を参照。

保護観察所では、ハローワークと連携して、保護観察対象者等のうち、就労体験の乏しい者、就労に必要な知識・技能が身に付いていない者等に対して、刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号7ア】参照）による就労支援を行っている。また、少年の保護観察対象者に対しては、必要に応じて、職業人として望ましい勤労観・職業観を醸成することを目的としたジョブキャリア学習を実施し、社会的・職業的自立に向けた基礎となる能力や態度の育成に努めている。

#### （4）刑事施設における受刑者の特性に応じた刑務作業の充実等【施策番号4】

法務省は、府中刑務所において、令和2年度から高齢により日常生活に支障が生じている者や心身の疾患等を有する者に対して、作業療法士等の専門的評価やアドバイスを得ながら、身体機能及び認知機能の維持・向上を図り、段階的に一般的な生産作業に移行させるとともに、社会復帰に向けて身体機能及び認知機能を維持又は向上させる機能向上作業を試行している。令和7年度からは府中刑務所を含め、同様の取組を14庁で実施することとしている。

さらに、広島刑務所及び広島少年院において、令和元年度から令和4年度まで、知的能力に制約がある、又は集中力が続かないなどの特性を有しているため、一般就労が困難な者や継続できない者について、矯正施設在所中に、社会復帰に必要な認知機能等を向上させることにより就労や職場定着を図ることを目的として、広島大学と連携し、作業療法を活用したプログラムの実施等を試行した。この試行の結果を踏まえて、刑事施設においては、令和5年度から、10庁を実施指定庁として、認知機能維持・向上プログラムを実施している。

#### （5）刑事施設における職業訓練等の充実【施策番号5】

法務省は、刑事施設において、刑務作業の一つとして、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、職業訓練を実施している。令和6年度には、建設機械科、介護福祉科、溶接科、ビジネススキル科等の合計60科目（令和5年度：59科目）の職業訓練を実施し、8,428人（令和5年度：9,168人）が受講した。そのうち、溶接技能者、自動車整備士、介護福祉士実務者研修修了証といった各種資格等を取得した者は、延べ6,536人（令和5年度：6,829人）であった。また、職業訓練がより出所後の就労に資するものとなるよう、有効求人倍率や企業からの受刑者雇用に係る相談件数、内定率、充足率等を考慮しながら、社会ニーズに沿った訓練科目等への見直しを行っており、令和7年度には、既存の情報処理科について、その訓練体系を改め、対象者の能力に応じて、基礎的なものから専門的なものまで幅広く知識や資格を取得できるようにす

※8 協力雇用主  
保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。

るなど、訓練内容の更なる充実化を図ることとしている。

平成30年度からは、イメージと実際の就労環境の乖離<sup>かい</sup>を解消させることで、出所後の就職先への定着を図ることを目的として、刑事施設在所中に内定企業や就労を希望する業種での就労を体験する職場体験制度を導入しており、令和6年度は13庁で33人（令和5年度：9庁15人）が職場体験を実施した。

また、一定の要件を備えている受刑者について、釈放後の住居又は就業先の確保等のために引受人<sup>※9</sup>や雇用主等を訪問するなどの必要があるときに、外出又は外泊を許すことがある（令和6年度は、外出44件（令和5年度：36件）、外泊3件（令和5年度：0件））。さらに、円滑な社会復帰を図るため必要があるときに、刑事施設の外で民間企業の事業所等に通勤させて、作業を行わせる外部通勤作業を実施しており、令和6年度末時点では、19庁において24か所の木工・金属・農業等の外部事業所がある。

少年院では、在院者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために、原則として全ての在院者に職業指導を実施している。令和4年度には、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行に合わせて、職業指導の再編（[資1-5-1](#)参照）を行い、新たに製品企画科、総合建設科、生活関連サービス科及びICT技術科を設け、時代のニーズに対応したスキルの習得を目指している。なお、職業指導により、コンピューターサービス技能評価試験、介護職員初任者研修等、何らかの資格を取得した在院者は、令和6年は、延べ3,075人（令和5年：2,816人）であった。

保護観察所では、刑務所出所者等に対する就労支援を推進するとともに、矯正施設における職業訓練の充実にも資するよう、地元経済団体・業界団体、主要企業、産業・雇用に関わる行政機関、矯正施設、更生保護関係団体等が参集する刑務所出所者等就労支援推進協議会を主催し、刑務所出所者等を各産業分野の雇用に結び付けるための方策や人手不足等の産業分野に送り出すための方策等について情報交換や協議を行っている。

※9 引受人

刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に同居するなどしてその生活の状況に配慮し、その改善更生のために特に協力する者をいう。

資 1-5-1 少年院における職業指導種目の再編

## 職業指導種目の発展的再編

### 少年院法第25条(職業指導)

少年院の長は、在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるため必要な職業指導を行うものとする。

### ▶ 時代のニーズに応じて再編



#### <職業指導種目>

※ 赤字は令和4年4月1日から再編した種目

#### 職業生活設計指導

種目

- ・職業生活設計指導科
- ・職業生活技能向上指導科

#### 職業能力開発指導

種目

- ・製品企画科
- ・総合建設科
- ・自動車整備科
- ・介護福祉科
- ・生活関連サービス科
- ・ICT技術科

#### 【職業生活技能向上指導科】

情緒の安定を図りながら、職業生活における自立を図るための知識及び技能を習得する。  
(農園芸コース、手工芸コース)

#### 【製品企画科】

製品の企画から展示・販売までを実践的に学ぶ。  
(アグリコース、クラフトコース)



#### 【総合建設科】

幅広く建築に関連する技能を習得する。  
(土木・建築コース、建物設備コース)



#### 【生活関連サービス科】

洗濯、清掃、環境整備等の生活に関連する技能を取得する。  
(クリーニングコース、サービスコース)



#### 【ICT技術科】

ITパスポート、マイクロソフトオフィススペシャリストの取得、プログラミング学習等、幅広くICT技術を学ぶ。



出典：法務省資料による。

### (6) 資格制限等の見直し【施策番号6】

法務省は、令和3年度に、外部有識者を構成員とした「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」<sup>※10</sup>を設置し、同ワーキンググループにおいて、制限を緩和すべき資格に関する

※10 前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループの開催状況  
[https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04\\_00050.html](https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00050.html)



ニーズ調査や、資格を所管する関係省庁からのヒアリングを行うなどして所要の検討を進め、令和5年3月にその結果を取りまとめた。法務省は、令和5年4月、同取りまとめ結果に基づき、関係省庁に対し、前科による資格制限の在り方等の見直しについての検討を依頼し、令和6年度には、その検討状況を確認するなどのフォローアップを行った。

## 2 就職に向けた相談・支援等の充実

### (1) 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号7】

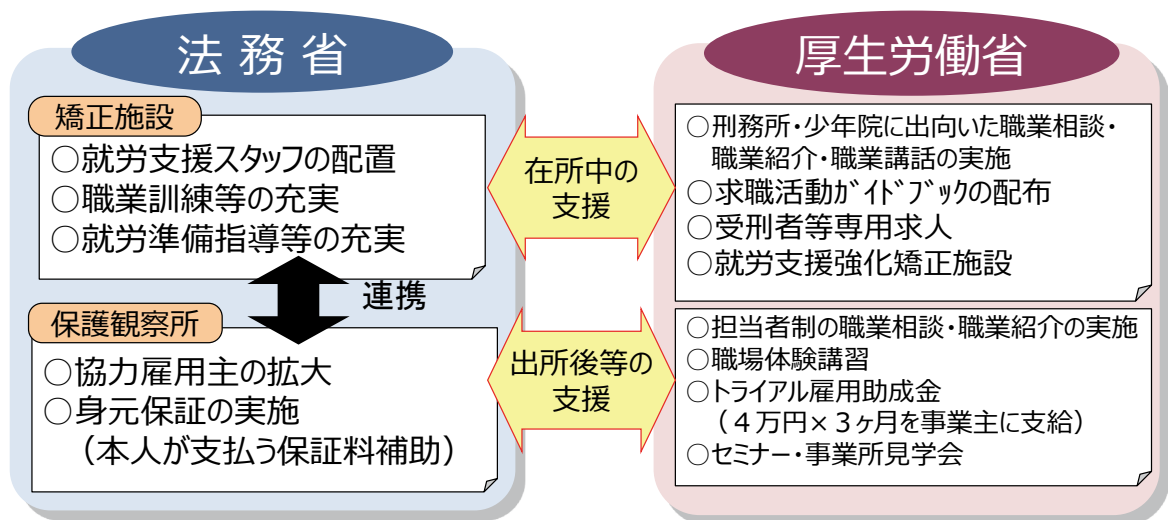
#### ア 刑務所出所者等総合的就労支援対策

法務省及び厚生労働省は、平成18年度から、刑務所出所者等の就労の確保のため、刑務所出所者等総合的就労支援対策（資1-7-1参照）を実施している。

#### 資1-7-1 刑務所出所者等総合的就労支援対策の概要

## 刑務所出所者等総合的就労支援対策

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施
- 法務省と厚生労働省（矯正施設・保護観察所・ハローワーク）との連携を強化



出典：法務省資料による。

この取組は、矯正施設在所者に対して、ハローワークと矯正施設が連携して、本人の希望や適性等に応じて職業相談、職業紹介、事業主との採用面接、職業講話等を実施するなどして計画的に支援を行うとともに、保護観察対象者等に対して、ハローワークと保護観察所が連携して、本人に適した就労支援の方法を検討した上で、職業相談・職業紹介を実施するものである。令和6年度は合計6,370人（令和5年度：6,185人）に対して支援を実施し、合計3,431件（令和5年度：3,072件）の就職が実現した。

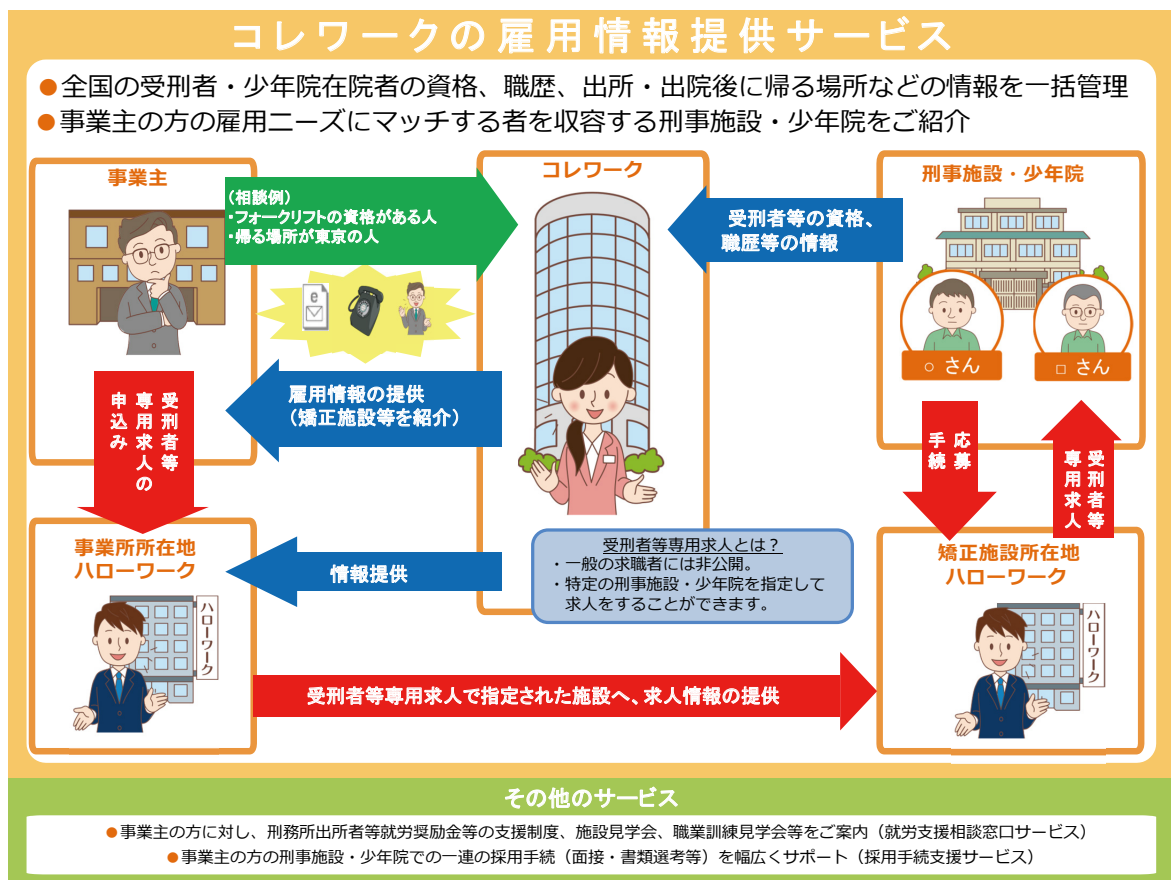
また、保護観察所とハローワークが連携して、求職活動のノウハウ等を修得させ、就職の実現を図ることを目的とする「セミナー」、実際の職場や社員寮等を見学させることにより、事業所に対する

理解の促進を図る「事業所見学会」、実際の職場環境や業務を体験させる「職場体験講習」、保護観察対象者等を試行的に雇用した協力雇用主に対し、最長3か月間、月額4万円（最大）を支給する「トライアル雇用」等の支援メニューを提供している。令和6年度は、セミナー・事業所見学会を20回（令和5年度：21回）開催し、トライアル雇用により50人（令和5年度：52人）が採用された。

### イ 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

法務省は、全国8矯正管区に矯正就労支援情報センター室<sup>※11</sup>（通称「コレワーク」。以下「コレワーク」という。資1-7-2参照）を設置し、各矯正管区が所管する地域の雇用情勢等に応じた、きめ細かな支援体制等の充実を図っている。

#### 資1-7-2 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）の概要



出典：法務省資料による。

コレワークでは、受刑者等の帰住予定地<sup>※12</sup>や取得資格等の情報を一括管理し、刑務所出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じ、事業者のニーズに適合する者を収容する矯正施設を紹介するなどしている。令和6年度、事業者からの相談数は4,355件（令和5年度：3,232件）、採用内定件数は888件（令和5年度：754件）であった。

※11 コレワークウェブサイト  
<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/CORRE-WORK/index.html>

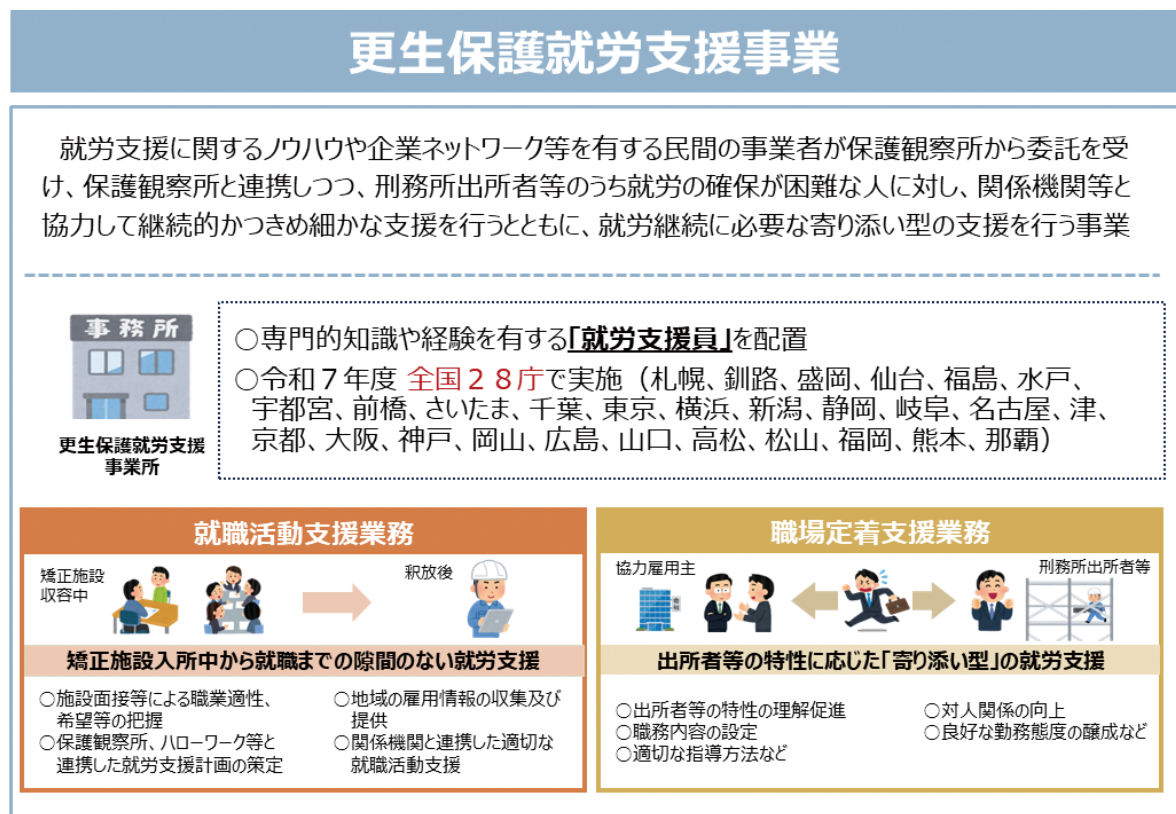


※12 帰住予定地  
 刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地をいう。

## ウ 更生保護就労支援事業

法務省は、保護観察所において、平成26年度から、更生保護就労支援事業（資1-7-3参照）を実施しており、令和7年度は、28庁（令和6年度：28庁）で実施することとしている。この事業は、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、そのノウハウを活用して刑務所出所者等の就労支援を行うものである。具体的には、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細かな就労支援を行う「就職活動支援」並びに就労継続に必要な寄り添い型の支援を協力雇用主及び刑務所出所者等の双方に行う「職場定着支援」の各取組を行っている。令和6年度は、就職活動支援を2,177件（令和5年度：2,052件）、職場定着支援を1,132件（令和5年度：1,224件）実施した。

### 資1-7-3 更生保護就労支援事業の概要



出典：法務省資料による。

## エ その他

法務省は、厚生労働省と連携し、矯正施設において、平成26年度から、刑務所出所者等の雇用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」の運用を行っている。

平成27年度からは、ハローワーク職員が「就労支援強化矯正施設」に指定された刑事施設に相談員として駐在して支援を実施する取組も実施している。この取組では、刑事施設に駐在しているハローワーク職員が、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰宅予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から濃密な支援を実施している（令和7年度は刑事施設38庁、少年院3庁に駐在することとしている）。

また、平成30年度からは、ハローワークと連携して、矯正施設に刑務所出所者等の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を行う「就労支援説明会」(写真1-7-1参照)を開催し、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。令和6年度は、「就労支援説明会」を延べ259回(令和5年度:延べ116回)開催し、これに、延べ9,618人(令和5年度:延べ3,767人)の受刑者等が参加しており、20件(令和5年度:24件)の採用内定に結び付けた。

さらに、法務省及び国土交通省は、刑務所出所者等を対象とした船員の求人情報の共有等の就労支援を実施している。

## (2) 非行少年に対する就労支援【施策番号8】

警察は、非行少年を生まない社会づくり(【施策番号58】参照)の一環として、問題を抱え再び非行に及ぶ可能性がある少年及びその保護者に連絡し、専門的な機関との協働による活動も念頭に、継続的に声を掛けるほか、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等によってその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。

そうした取組の一環として、少年サポートセンター<sup>※13</sup>が主体となって、就労を希望する少年に対し、就職や就労継続に向けた支援を行っている(写真1-8-1参照)。

写真 1-7-1 就労支援説明会の様子



写真提供：法務省

写真 1-8-1 就労支援の様子



写真提供：警察庁

※13 少年サポートセンター  
都道府県警察に設置され、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。

### 3 協力雇用主の開拓・確保及びその活動に対する支援の充実

#### (1) 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】

法務省は、コレワーク（【施策番号7イ】参照）において、刑務所出所者等の雇用に興味がある企業等に対して、刑務所出所者等の雇用に関する制度等について説明する雇用支援セミナーや、同セミナーと矯正施設の見学をセットにしたスタディツアー（写真1-9-1参照）等を開催するなど、刑務所出所者等の雇用に関する働き掛けを積極的に実施しており、令和6年度には、2,449件（令和5年度：1,934件）の広報活動を実施した。

また、平成27年度から、法務省が発注する矯正施設の小規模な工事の調達について、協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式による競争入札を実施している。さらに、更生保護官署が少額の随意契約による調達を行う場合には、見積りを求める事業者の選定に当たって、当該契約案件に適した協力雇用主を含めるよう考慮している。その結果、更生保護官署が発注した公共調達について、協力雇用主が受注した件数は令和6年度は16件（令和5年度：25件）であった。

以上のほか、令和6年12月末現在、全国の都道府県及び市区町村のうち、協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績等について、入札参加資格の審査において評価している地方公共団体は203団体、総合評価落札方式において評価している地方公共団体は78団体であった（資1-9-1参照。法務省取りまとめ）。

写真 1-9-1 スタディツアーの様子



写真提供：法務省

資 1-9-1 地方公共団体による協力雇用主支援等の現状

## 地方公共団体による協力雇用主支援等の現状

### 取組の根拠

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（抄）

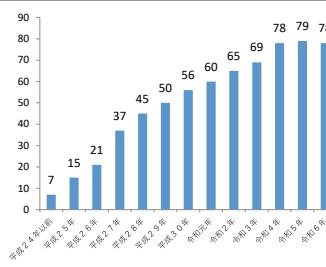
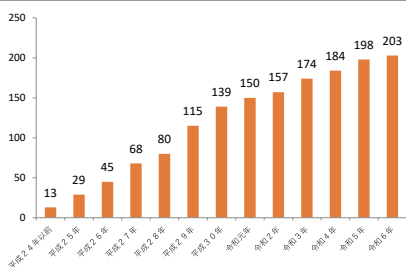
第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価を支払すべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。）の受注の機会を増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

### 入札参加資格審査における 優遇措置

### 総合評価落札方式における 優遇措置

入札参加資格審査又は総合評価落札方式において、協力雇用主として登録している場合、あるいは、協力雇用主として保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合に、社会貢献活動や地域貢献活動として加点するもの。



203団体

78団体

令和6年12月末現在で、それぞれの優遇措置を実施していることを保護観察所で把握できた団体数

出典：法務省資料による。

保護観察所では、各都道府県の就労支援事業者機構<sup>\*14</sup>や更生保護関係者、矯正施設、労働局・ハローワーク、地方公共団体、商工会議所等経済・産業団体その他関係機関・団体等と連携して、協力雇用主募集パンフレット<sup>\*15</sup>の配布、協力雇用主募集ポスター<sup>\*16</sup>の掲示、事業所への個別訪問、説明会の開催等を通じて協力雇用主に係る広報活動を積極的に行い、協力雇用主の少ない業種を含め多様な業種の協力雇用主の開拓・確保に努めるとともに、保護観察対象者等の雇用についての理解と協力を求めている。

協力雇用主の数は、令和6年10月現在、2万5,164社となっている。

なお、保護観察所においては、警察庁及び厚生労働省と協議した上で平成30年度に作成した「協力雇用主登録等要領」に基づき、協力雇用主を登録する手続を適切に運用している。

農林水産省は、平成28年度から、農林漁業の関係団体のほか、個別の事業者に対しても、新規雇用に関する補助事業の説明会等において、協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。農林漁業関係の協力雇用主の数は、令和6年10月現在、437社（令和5年：457社）であった。

\*14 就労支援事業者機構

犯罪をした人等の就労の確保は、一部の善意の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべきとの趣旨に基づいて設立され、事業者の立場から安全安心な社会づくりに貢献する活動を行う法人。認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構（全国機構）と50の都道府県就労支援事業者機構（都道府県機構）がある。

全国機構は、中央の経済諸団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）や大手企業関係者が発起人となり設立され、都道府県機構等に対する助成や協議会の開催等全国的なネットワークでの事業推進を図っており、都道府県機構は、協力雇用主等を会員に持ち、保護観察所等の関係機関や保護司等の民間ボランティアと連携し、具体的な就労支援の取組を行っている。

\*15 及び \*16 協力雇用主募集のパンフレット及びポスター

[https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02\\_00030.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html)



## (2) 協力雇用主等に対する情報提供【施策番号 10】

法務省は、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等の就労支援に係る各種制度を紹介するパンフレットを作成し、協力雇用主等に配布して更なる理解促進に努めている。

保護観察所では、協力雇用主を対象とした研修等を実施し、協力雇用主として承知しておくべき基本的事項や雇用管理上の留意すべき事項について情報提供を行うとともに、協力雇用主が刑務所出所者等を雇用する上で必要な個人情報については、当該刑務所出所者等から同意を得た上で提供している。

また、協力雇用主の間では、実際に刑務所出所者等を雇用する上でのノウハウや活用できる支援制度、危機場面での対処法等について、相互に情報交換が行われている。

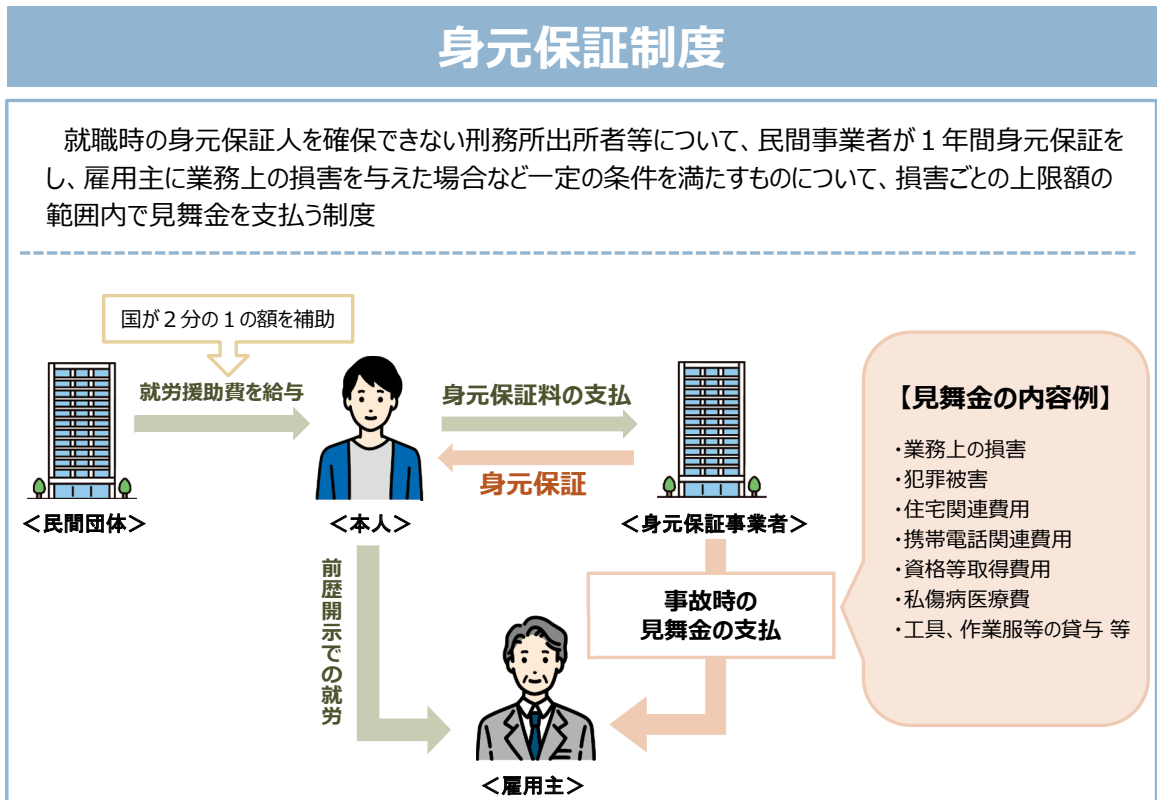
## (3) 協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号 11】

法務省は、刑務所出所者等が雇用主に業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度（[資 1-11-1](#) 参照）の活用、刑務所出所者等と雇用主の双方への寄り添い型の支援を行う更生保護就労支援事業（【施策番号 7ウ】参照）の実施、刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対し年間最大 72 万円を支給する刑務所出所者等就労奨励金支給制度（[資 1-11-2](#) 参照）の活用等により、協力雇用主の不安や負担の軽減を図っている。刑務所出所者等就労奨励金支給制度においては、令和 4 年度に、他の年齢層と比べて、職場定着に困難を抱えやすい 18・19 歳の者を雇用し、かつ、その者に対して手厚い指導を行う協力雇用主に対する加算金を導入した。その後も加算金の対象を拡大し、令和 5 年度からは被雇用者が 20 歳未満の場合も加算対象とし、令和 7 年度からは被雇用者が 50 歳以上の場合も加算対象とし、協力雇用主への支援の更なる充実を図ることとしている。令和 6 年度は、身元保証を 1,320 件（令和 5 年度：1,403 件）、刑務所出所者等就労奨励金の支給を 2,577 件（令和 5 年度：2,661 件）実施した。

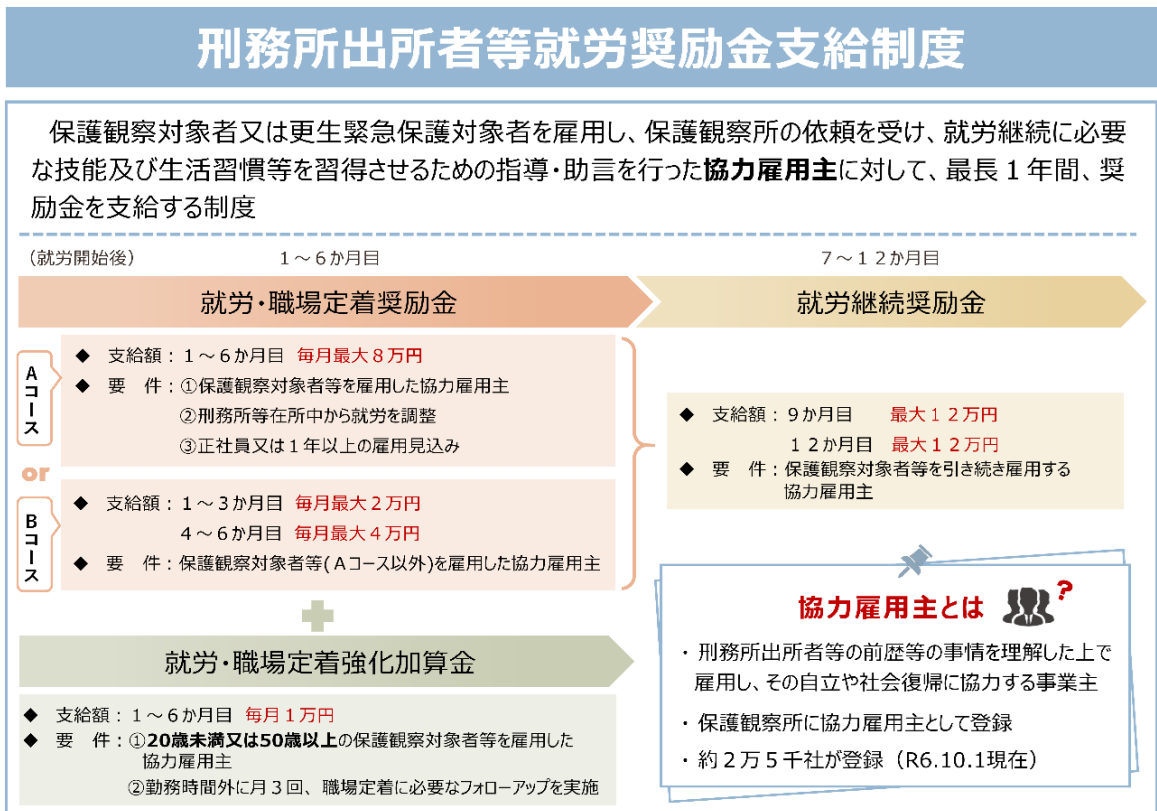
加えて、平成 30 年度からは、企業がコレワーク（【施策番号 7イ】参照）に無料で電話相談ができる無料通話回線を開設しているほか、コレワークに刑務所出所者等の雇用について豊富な知見を持つ雇用支援アドバイザーを招へいして就労支援に係る相談会を実施するなど、刑務所出所者等を雇用する企業の不安や負担の軽減等に努めている。

また、農林水産省は、農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付する雇用就農資金において、就農希望者が刑務所出所者等の場合に、通常よりも資金を加算する措置を設け、刑務所出所者等を受け入れた農業法人等の負担軽減に努めている。

資 1-11-1 身元保証制度の概要



資 1-11-2 刑務所出所者等就労奨励金支給制度の概要



#### (4) 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号 12】

法務省及び厚生労働省は、関係省庁における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、協力雇用主募集のパンフレット及びポスター（【施策番号 9】参照）を作成し、関係省庁に配布した上で、これらを活用し、積極的に広報するよう協力を依頼している。

また、協力雇用主に関する情報を法務省ウェブサイトに掲載し、随時更新や見直しを行っている。

#### (5) 国による雇用等の推進【施策番号 13】

法務省及び厚生労働省は、平成 25 年度から、保護処分を受けた保護観察対象者<sup>※17</sup>を非常勤職員として雇用する取組を行っており、令和 6 年度末までに、法務省 95 人（うち少年鑑別所 84 人）、厚生労働省 1 人の合計 96 人の少年を雇用した。雇用期間中は、少年の特性に配慮しつつ、就労を体験的に学ぶ機会を提供するとともに、必要に応じて少年からの相談に応じるなどのサポートを行っている。

法務省は、これらの取組実績を踏まえ、保護処分を受けた保護観察対象者を雇用する上での留意事項を整理した上で、令和元年度に、他の関係省庁に参考指針を示し、令和 5 年度には、これを改定して、改めて関係省庁に対し、保護観察対象者の雇用受入れについて協力を求めている。

なお、地方公共団体のうち、保護観察対象者等を雇用する取組を実施している団体は、令和 6 年 12 月末時点で 71 団体であり、平成 22 年から令和 6 年までで、延べ 84 人の保護観察対象者等が雇用された（法務省取りまとめ）。

## 4 就労した者の離職の防止及び離職した者の再就職支援【施策番号 14】

法務省は、少年院において、平成 30 年度から、就労した者の離職を防止することを目的に、(公財)日本財団が実施している職親プロジェクト<sup>※18</sup>の参加企業の協力を得て、少年院在院者を対象に職場体験を積極的に実施している。また、退院や仮退院をした者又はその保護者等から、就労に関することを含め、健全な社会生活を送る上での問題について相談を求められた場合において、相当と認めるときは少年院の職員が相談に応じることができる制度（少年院法第 146 条）を設けており、令和 6 年には退院者等からの相談を 759 件（令和 5 年：729 件）受け付けた。また、少年院を出院した者を雇用した協力雇用主等からの相談を受け付けているほか、コレワークにおいても、協力雇用主の相談に応じるなど継続的支援を行っている（【施策番号 7 イ】参照）。さらに、退院者等からの相談制度の積極的な活用を促すため、令和 6 年度からメールによる相談受付システムを導入した。

少年鑑別所では、「法務少年支援センター」という名称を用いて、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談のほか、関係機関からの依頼に基づき情報提供、助言、心理検査等のアセスメント、その他の心理的援助等の各種の専門的支援を行うなど、地域社会のニーズに広く対応しており、令和 6 年は、1 万 5,843 件（令和 5 年：1 万 5,210 件）の相談等を受け付けた。その一環として、犯罪をした者等に対しても、仕事や職場の人間関係の悩み等について相談に応じ、助言を行うなど支援を行っている。

保護観察所では、協力雇用主が保護観察対象者等を雇用した場合、その後のフォローアップとして、必要に応じ、保護観察官が当該協力雇用主のもとを訪問するなどし、保護観察対象者等の就業状況を把握するとともに、保護観察対象者等に離職やトラブル等のおそれがあると認められる場合、保護観

※ 17 保護処分を受けた保護観察対象者  
非行により家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少年や、非行により家庭裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院した者。

※ 18 職親プロジェクト  
(公財)日本財団と企業が連携し、少年院出院者や刑務所出所者の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間づくりの面から包括的に支えることで、「誰でもやり直しができる社会」の実現を目指す民間発意の取組。令和 6 年 12 月までに、累計 799 名の少年院出院者や刑務所出所者が職親企業（職親プロジェクトに参加している企業をいう。）に内定している。

察官が適時適切に保護観察対象者等に対する面接指導等を行い、離職の防止に努めている。また、更生保護就労支援事業（【施策番号7ウ】参照）における「職場定着支援」では、国から委託を受けた民間事業者が、被雇用者である保護観察対象者等への就労後の継続的な訪問・指導等の支援に加えて、協力雇用主に対しても、被雇用者への適切な指導方法等について助言を行うなど、被雇用者と協力雇用主双方への継続的な支援を行っている。

さらに、保護観察所において、離職した保護観察対象者等に対し、保護観察官が面接指導等により再就職を促すなどしている。加えて、更生保護就労支援事業（【施策番号7ウ】参照）における「就職活動支援」では、就職活動に対する支援が必要と認められる保護観察対象者等に対し、更生保護就労支援事業所がきめ細かな支援を行っている。また、地域によっては、協力雇用主らが、協力雇用主のネットワーク組織である協力雇用主会を組織し、情報交換等を行いながら、保護観察対象者等の雇用に取り組んでいることから、同会との連携を通じて、離職者も含めた無職の保護観察対象者等の就職支援を進めている。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、就職した保護観察対象者等や雇用主に対して、必要な相談・助言等を行い、離職を防止するための支援を行っている。

ハローワークの取組は【施策番号7】を参照。

## 5 一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保

### (1) 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号15】

法務省及び厚生労働省は、保護観察官、ハローワーク職員から構成される就労支援チームを設置して、障害者、生活困窮者も含めて、保護観察対象者等に対する就労支援を実施している（【施策番号7ア】参照）。

法務省は、矯正施設在所者のうち、障害等により就労が困難な者に対し、社会内で利用できる就労支援制度を紹介するためのリーフレットを配布している。

厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、就労意欲や障害の程度等に応じて就労できるよう、引き続き、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業及び就労定着支援事業（以下「就労系障害福祉サービス」という。資1-15-1参照）に取り組んでいる。

そうした中で、障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づく通院医療の利用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細やかな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携等の手厚い専門的な対応が必要であるため、「社会生活支援特別加算」において、訓練系、就労系障害福祉サービス（就労定着支援事業を除く。）事業所が、精神保健福祉士等の配置により矯正施設出所者等である障害者を支援していること又は病院等との連携により精神保健福祉士等が事業所を訪問して矯正施設出所者等である障害者を支援していることを報酬上評価することで、受入れの促進を図ることとしている。

また、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく、就労準備支援事業（資1-15-2参照）や認定就労訓練事業（資1-15-3参照）により、犯罪をした者等を含む一般の企業等での就労が困難な生活困窮者に対する就労支援を行っており、個々の状態像に合わせた個別の支援を展開している。

さらに、福祉事務所設置地方公共団体の任意事業である就労準備支援事業について、平成30年度から、その実施を努力義務としたほか、対象者の年齢要件を撤廃し65歳以上も利用可能とすること等により、多様化する就労支援ニーズをとらえた事業の実施を図っている。

資 1-15-1 就労系障害福祉サービスの概要

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10の4)
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と思はれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間：2年) ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間：制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間：制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇った事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間：3年)
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ② 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設) ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用につけつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用につけつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設) ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者 ④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
事業所数	2,836事業所 (国保連データ令和7年3月)	4,382事業所 (国保連データ令和7年3月)	18,704事業所 (国保連データ令和7年3月)	1,717事業所 (国保連データ令和7年3月)
利用者数	37,086人 (国保連データ令和7年3月)	85,339人 (国保連データ令和7年3月)	388,016人 (国保連データ令和7年3月)	18,874人 (国保連データ令和7年3月)

出典：厚生労働省資料による。

資 1-15-2 就労準備支援事業の概要

就労準備支援事業

対象者

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な者  
※世帯全体でみると収入があるなど、収入・資産要件に該当しなくても、本人には収入がなく、家族の失職などのきっかけで困窮に陥りやすいケースなど就労準備支援事業による支援が必要と認める者は幅広く対応。

支援の概要

- ・(利用前) 自立支援機関のアセスメント、支援方針の決定の過程から就労準備支援員も積極的に関与し、就労準備支援事業のプログラムを試行的に利用しながら、就労面でのアセスメントを行う。
- ・(利用決定) 支援プログラムを作成し、原則1年の利用とする(必要に応じて延長可能)。

本人の状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手(避けてしまう)
- 自尊感情や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足している

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

○本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の3つの自立を想定した多様な支援メニューを開発し、通所、合宿等の様々な形態で実施する。



(グループワーク)



(農作業体験)



(職場見学・就労体験)

○地域を支援の場として活用すると、多様な人との関係性の中で本人の気持ちの変化や自己理解が深まる効果がある。

期待される効果

- ・ 社会生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。

出典：厚生労働省資料による。

## 資 1-15-3 就労訓練事業の概要

## 認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

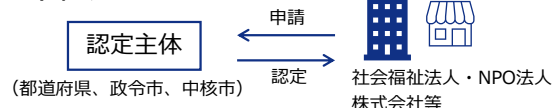
## 対象者

本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者

## 支援の概要

- 認定を受けた法人で、実際の業務を体験するなどの実践的な訓練を段階的（非雇用型・雇用型）に行うことにより、就労に必要な知識や経験を習得することを目指す。

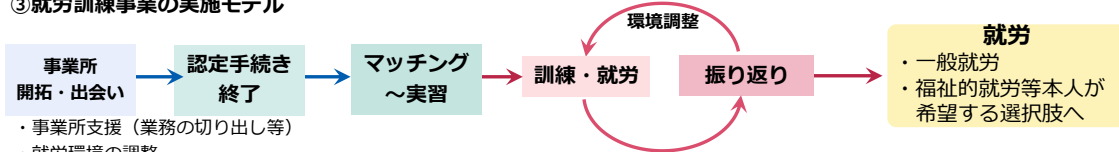
## ① 認定の仕組み



## ② 訓練の種類

- 非雇用型**
  - 無償・有償での就労訓練が可能
  - 本人の体調や作業内容について調整
- 雇用型**
  - 最低賃金～給与規定に沿った賃金
  - 就労条件における一定の配慮や対応

## ③ 就労訓練事業の実施モデル



## 期待される効果

- 対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、本人が希望する就労に向けたステップアップを実現。
- また、認定就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓（地域づくり）を実現。

出典：厚生労働省資料による。

## (2) 農福連携に取り組む企業・団体等やソーシャルビジネスとの連携【施策番号 16】

法務省は、保護観察所において、労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る、いわゆる「ソーシャル・ファーム」との間で、雇用や受入れ等の連携を実施している。また、いわゆる「ソーシャル・ファーム」と保護観察所との間で「ソーシャル・ファーム雇用推進連絡協議会」を開催するなどして、相互理解を深めるとともに、一般就労と福祉的就労との狭間にある者への就労支援について協議を行い、協力雇用主への登録に理解を示すソーシャル・ファームについて、協力雇用主としての登録も促している。

令和元年6月に決定した「農福連携等推進ビジョン」に掲げた取組を更に推進していくため、令和6年6月、農福連携等推進会議において、「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）<sup>※19</sup>」が決定され、「社会的に支援が必要な者の農福連携等への参画の推進」として、「犯罪をした者等の就農意欲喚起等に向けた取組」の推進等の施策が盛り込まれた。また、農業経営体等や障害者就労施設のみならず、高齢者施設、矯正施設、更生保護施設、特別支援学校、ユニバーサル農園等において、農福連携等に取り組む主体数を令和12年度末までに1万2千以上とする目標が新たに設定された。

加えて、法務省は、一部の刑事施設において、農福連携<sup>※20</sup>に関する団体（以下「農福連携関係団体」という。）との意見交換会を開催しているほか、農福連携関係団体の職員等による就農意欲を有する受刑者への面接や指導を実施している。さらに、一部の少年院においては、職員が「農福連携技術支援者育成研修」を受講し、農業や福祉に関することを学び、農園芸指導等に農福連携の視点を取り入れる取組等を行っている。令和6年度からは、一部の刑事施設及び少年院において、敷地内に農園芸

※19 農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）  
[https://www.maiff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/suisin\\_kaigi.html](https://www.maiff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/suisin_kaigi.html)



※20 農福連携  
 農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。

用のハウスを設置するなど、年間を通じて被收容者が農園芸作業や就農体験を行うことができる環境を整備し、継続的・体系的な就農指導・教育を実施している。

また、国民的運動として農福連携等を展開していくため、経済団体、農林水産業団体、福祉団体その他の関係団体、地方公共団体、関係省庁等の様々な関係者が参加し、令和2年3月に「農福連携等応援コンソーシアム」を設立し、農林水産省がその事務局を担っている。令和2年度からは、同コンソーシアムにおいて、農福連携に取り組んでいる優れた事例を表彰し、全国への発信を通じて展開を図る「ノウフク・アワード」を実施している。

## COLUMN

## 1

Shinzone が描く未来への教育プログラム  
「Woman's Fashion Education」 Women to  
Girls, Girls to Women.

## 女性から少女たちへ、少女から女性たちへ

株式会社シンゾーン 代表取締役 染谷 裕之

株式会社 Shinzone は、女子少年院「愛光女子学園」（東京都狛江市）と協働し、少女たちの改善更生を後押しする職業教育プログラム「Woman's Fashion Education」を立ち上げました。第一弾のプロジェクトでは、在院生が職業指導の授業で編んだクロッシェレースを用い、キッズ用ベースボールキャップ、ベビースタイ、そして68枚のレースを弊社の社員が1つ1つ手作業で縫い合わせた一点物のオートクチュールドレスを作成いたしました。1針ずつ在院生が時間と根気をかけて紡いだレースは、ハンドメイドならではの繊細な美しさと温かみを感じさせてくれます。これらは、令和7年3月8日（国際女性デー）に合わせ、表参道本店で限定発売を行いました。

本取組は、私が愛光女子学園を初めて訪れた時、少女たちはなぜこの施設で過ごさなくてはならないのか、何らかの理由でここにいる子どもたちの力になりたいと思ったことがきっかけで始まりでした。

社内からは「加害者の改善更生とブランド活動は両立するのか」という慎重論もありましたが、Shinzone のモットーは“役に立とう、感謝されよう、心を満たそう”としていることから、私は迷わずにこの協働を開始することを即断しました。今、最も力を必要としている人に寄り添うことが、何よりも重要だと思いました。この取組を通じて、在院生に「社会とつながる希望」を見つけてほしいと思いました。

今回の一連の制作プロセスでは、Shinzone のものづくりを中心とした講話形式の授業を行い、その後、在院生と社員が商品開発に向けてアイデアを交わし合うワークショップを経て、最終的には、Shinzone ディレクター兼デザイナーである染谷由希子がビジョンをまとめ上げました。

ただし、実際には、授業時間が限られ、技量の差もあるため、品質を維持したまま発売日をゴールに設定すると、当初の想定以上に生産計画は難航しました。しかし、完成品を見た在院生は「自分が時間を費やして生み出したものに価値が付いた」と大きな達成感を感じ、涙されていた姿を見て、我々としても言葉にならない感動の瞬間でした。プロジェクト終了後、在院生の皆さんから頂いたお手紙を拝見し、当初自分が抱いていた、この取組が社会とつながる希望となってほしいということへの一歩が実現できたのではないかと思います。

また、このプロジェクトを実行していくに当たっては、二つの壁に直面しました。一つ目の課題は、国と連携したプロジェクトとして、営利を排しつつ品質を保持することでした。もう一つは、改善更生を目的とした活動とはいえ、被害者やその御家族の方々への配慮も必要である点でした。これによって様々な声が上がること予想されますが、寄せられる声には今後も真摯に向き合いながら取組を続けていきたいと思っています。

現在、令和7年度の第2回プロジェクトも決まっており、今後も、Shinzone だからこそできることを模索し、継続していきたいと思っています。このプロジェクトを通してレース職人や衣類生産工場への就職など、就労支援にまでつなげていきたいです。

Shinzone は、ファッションとウェルフェアの架け橋として、今後も在院者の皆さんを支援してまいります。



ドレス



キャップ

## COLUMN

## 2

## 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施

## 特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構

刑務所からの出所者等を対象とする再犯防止のための「出口支援」に対して、不起訴となったり、罰金刑や執行猶予判決を受けて釈放され、刑務所で服役することなく刑事手続を終えた者に対する再犯防止のための支援が「入口支援」です。

特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構（以下「当機構」という。）は、広島県を窓口として広島地方検察庁総務部刑事政策総合支援室（以下「刑事政策総合支援室」という。）から対象者の就労支援の依頼を直接受け、最初に「就職活動支援」として対象者が勾留されている広島拘置所や各警察署等に出向き、初回面接を起点として支援を開始し、協力雇用主の下での採用が決まれば、次に「職場定着支援」に移行するなど、伴走型の支援で継続就労につながるよう努力しています。こうした取組は、令和3年度からスタートし、これまで、110名以上の対象者の支援を行っています。

「入口支援」については、当機構等が毎年主催する「就労支援研修会」において、構成メンバーである県下の保護司会及び協力雇用主会等に対して、刑事政策総合支援室から「入口支援」の導入に至った経緯等の詳細な説明がなされました。その説明は、広島県及び広島保護観察所との数次にわたる協議や協力雇用主へのアンケート調査等により、再犯防止の現況を直視した上で、刑事政策総合支援室として「入口支援」に何が必要と考えているかをきめ細かく分析検討されたものであり、当機構としても、「入口支援」の重要性を再認識しました。

また、広島地方検察庁の先駆的・画期的な取組が、「令和3年度検事総長功績表彰」を受賞したとの知らせを受け、就労支援の実戦部隊として一層気が引き締まる思いがしました。

以下、当機構が関わった「入口支援」の3件の事例を挙げることにします。

1件目の支援対象者（40歳代・財産犯・罰金刑）は、令和3年10月に協力雇用主に採用されてから、会社社で生活しながら3年7か月以上継続就労しています。刑事政策総合支援室から対象者への就労支援の依頼があり、同室との数回の打合せを経てスタートしました。対象者は、人とのコミュニケーションに難がありましたが、就労意欲はあり、運送関係の仕事を希望しているものの、住居がありませんでした。支援は決してスムーズにいったものではありませんでしたが、何より協力雇用主の対象者に対する思いには感動しました。その後も対象者と会う機会がありますが、生き生きとして自信に満ちた表情をしています。

2件目は、ごみ屋敷を解消した事例で、支援対象者は40歳代、性犯罪で執行猶予判決を受けた者です。自宅訪問し、あ然としました。ドアを開けた瞬間、顔全体に異臭が降り注ぎ、部屋に立錐の余地なくごみが何重にも積まれ、玄関に一步も踏み込めない状態となっていました。これは就労支援をする以前の問題であり、正業に就くことができるかどうか疑問視しました。そこで、ある協力雇用主に相談したところ、「誰でも人に見せたくないものを持っている。彼はそれがごみの処理である。」と言われました。その後、対象者は、その協力雇用主に採用され、社長の指揮で全てのごみを搬出しました。今も継続就労し、部屋も片付けられています。

3件目は、重症を負いながらリハビリ後に復職した事例で、支援対象者は70歳代、万引きで執行猶予判決を受けた者です。集団生活を行う施設で、本人の正義感に起因したトラブルから、同室者に2階から突き落とされ、重症を負いました。年齢的にも再起できるのかを心配しましたが、就労支援者としてやるべきことは、協力雇用主に事情を説明して、回復を待って復職を得ることでした。そこで、社長に掛け合い、リハビリ期間が約4か月の長期に及びましたが、復職しました。今も継続就労しています。

当機構が実施している定例会議では、令和6年8月から「事例検討会」を立ち上げ、支援で問題があった事案、寮からの無断退去や短期離職等にスポットを当て、広島県（環境県民局県民活動課）、刑事政策総合支援室、広島保護観察所との合同で、その問題点等をあらゆる角度から提起し合い、それを分析し、課題の解決に向けた試行を開始しています。

ある対象者が土曜日の仕事が終了した直後に「ここでまた仕事ができる。月曜日が待ち遠しい。」と言いました。支援対象者のうちの何人からこの声が聴き出せるか、これが、当機構における就労支援のテーマです。



対象者との面談風景



事例検討会の様子



## 第2節 住居の確保等

### 1 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

#### (1) 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実【施策番号 17】

法務省は、保護観察所が行う矯正施設に収容中の者に対する生活環境の調整<sup>※21</sup>を充実させるため、生活環境の調整について地方更生保護委員会の関与を強化し、地方更生保護委員会が、矯正施設収容後の早期の段階から矯正施設に収容中の者に対し帰住先<sup>※22</sup>や必要な支援等に関する調査を行うなどした上で、保護観察所に対して指導・助言・連絡調整を行い、保護観察所はこれを踏まえて、福祉サービスや民間の依存症回復支援施設等への帰住調整も含め、適切な帰住先や必要な支援等を迅速に確保するための取組を行っている。令和6年は、地方更生保護委員会における矯正施設に収容中の者に対する帰住先等の調整に関する面接調査が3,999件（令和5年：4,317件）行われた。また、令和7年度は、専ら当該調査及び調整を行う地方更生保護委員会の保護観察官を全国の刑事施設11庁<sup>※23</sup>に駐在させ、生活環境調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用を図ることとしている。

#### (2) 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号 18】

法務省は、刑事施設において、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に資するよう、受刑者と親族や雇用主等との外部交通（面会、信書の発受及び電話等による意思連絡）の適切な運用に努めている。

少年院では、在院者の保護者を対象とする保護者会を開催し、同会に参加した保護者に対し、在院者に対する教育方針や教育内容・方法、社会復帰に向けた支援の実施等への理解と協力を得るため、在院者の処遇に関する情報提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する活動への参加の働き掛け等を行っている。令和6年は、994回（令和5年：859回）の保護者会を実施し、延べ2,657人（令和5年：2,001人）の保護者が参加した。また、保護者の矯正教育<sup>※24</sup>への理解を促進し、職員と協働して在院者の有する問題及び課題を解決するために努力する意欲を向上させること、在院者との相互理解を深めさせること、在院者を監護する役割についての認識を深めさせることを目的として、保護者参加型プログラムを実施している。令和6年は、207回（令和5年：173回）の保護者参加型プログラムを実施し、延べ1,371人（令和5年：1,072人）の保護者が参加した。

保護観察所では、矯正施設に収容中の者の出所後の生活環境の調整の一環として、矯正施設に収容中の者の親族等に対し、受刑者等の改善更生を助けることへの理解や協力を求めるとともに、相談に応じたり、支援機関の情報提供をしたりするなど、必要に応じた支援を実施している。例えば、薬物依存がある矯正施設に収容中の者の家族に対しては、薬物依存についての知識、本人との接し方、他の関係機関や民間団体からの支援にはどのようなものがあるかといった助言等を行うため、引受人・

※21 矯正施設に収容中の者に対する生活環境の調整

刑や保護処分等の執行のために矯正施設に収容されている者の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。これに加えて、地方更生保護委員会において、調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所に対して指導や助言を行っているほか、収容中の者との面接等による調査も行っている。これらの調整結果は、仮釈放等審理のほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察や満期釈放後の更生緊急保護（【施策番号 25】参照）等に活用されている。

※22 帰住先

帰住先とは、刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所を指す。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設等がある。

※23 地方更生保護委員会の保護観察官が駐在する刑事施設

札幌（札幌刑務支所を含む）、宮城、府中、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松及び福岡刑務所

※24 矯正教育

少年院が、保護処分又は刑の執行として、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適應するのに必要な知識及び能力を習得させるために行う体系的かつ組織的な指導。

家族会<sup>※25</sup>を開催している。令和6年度は、引受人・家族会を146回（令和5年度：147回）実施し、909人（令和5年度：770人）の引受人や家族が参加した。

## 2 更生保護施設等の機能の充実・一時的な居場所の確保

### (1) 更生保護施設の整備及び受入れ・処遇機能の充実【施策番号19】

法務省は、出所後の適当な住居等がない刑務所出所者等について、一時的な受入れ、社会適応に必要な生活指導の実施等を更生保護施設<sup>※26</sup>に委託し、刑務所出所者等の居場所の確保に取り組んでいる。令和6年度の更生保護施設への委託実人員は6,327人（令和5年度：6,371人）であり、そのうち、新たに委託を開始した人員は4,888人（令和5年度：4,959人）であった。また、1日当たり1人を単位とした年間収容延べ人員は53万1,001人（令和5年度：53万4,884人）で、1人当たりの平均委託期間は83.9日（令和5年度：84.0日）であった。法務省は、刑務所出所者等がそれぞれの特性等に応じた支援を受けられるよう、更生保護施設のうち一部を、高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設や、薬物依存からの回復に重点を置いた処遇を行う薬物処遇重点実施更生保護施設に指定した上で、これらの施設に、専門の職員を配置すること等により更生保護施設の受入れ及び処遇機能の充実を図っている（指定更生保護施設については【施策番号32イ】を、薬物処遇重点実施更生保護施設については【施策番号36】を参照）。

また、令和5年4月からは、保護観察所が更生保護施設に対して、入所者や施設を退所した者等の特性に応じた多様な措置（特定補導）の委託を開始し、令和6年度は、98施設において登録があった（資1-19-1参照）。

※25 引受人・家族会

保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある生活環境調整対象者又は保護観察対象者の引受人や家族が薬物依存に関する正確な知識を持ち、薬物依存当事者に対して適切に対応する方法を身に付けることや、支援機関等の情報を得て家族等自身が必要な支援を受けられるようになることを目的として、医療・保健・福祉機関や自助グループ等と連携して薬物依存者の家族等を対象とした引受人・家族会を定期的の実施している。

※26 更生保護施設

更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に定める施設で、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護（【施策番号25】参照）の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事の提供、社会復帰のための就職援助や生活指導、施設退所者に対する通所又は訪問による支援等を行う。令和6年4月現在、全国に102施設あり、更生保護法人（同法第2条第6項に定める法人で、更生保護施設の運営など更生保護事業（【施策番号20】参照）を営むことを目的とする団体が、同法の規定に基づき、法務大臣の認可を受けて設立する法人）により99施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ1施設が運営されている。その内訳は、男性のみ受け入れている施設が87施設、女性のみ受け入れている施設が7施設、男女とも受け入れている施設が8施設となっている。収容定員の総計は2,403人であり、男性が成人1,888人と少年318人、女性が成人150人と少年47人である。

## 資 1-19-1 特定補導について

## 更生保護施設における特定補導について

## 背景

- 「これからの更生保護事業に関する提言」（平成31年3月、これからの更生保護事業に関する有識者検討会）等により、更生保護施設において、個別の問題に対応可能な各種処遇メニューを更に広く取り入れ、その内容を充実させていくこと等が提言
- 令和5年施行の改正更生保護事業法で、更生保護施設における「特定の犯罪的傾向を改善するための援助」が明記

➤➤➤ 更生保護施設において「特定補導」を開始（R5.4～）

## 目的

更生保護施設が、犯罪をした者等に対する処遇の専門施設として、対象者の特性に応じた専門的な指導や支援を実施すること

## 概要

## 内容

更生保護施設が行う処遇のうち、日常的な生活指導など基礎的な処遇以外の処遇を、その内容や負担等に応じて4つの類型に分類して実施

## 対象者

- ・更生保護施設入所者
- ・更生保護施設退所者等の通所者 ※ これらの者のうち、個々の特性や問題性などに応じて対象者を選定

## 類型

A群	認知行動療法等 (薬物依存回復プログラム等)	認知行動療法等に基づき、特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順により対象者の認知の偏りなどを修正し、問題行動を変容させることを内容とするもの
B群	依存回復訓練 (グループ・ミーティング等)	グループ・ミーティング等の形式で実施され、薬物、アルコール、ギャンブル等に対する依存からの回復に向けた取組を実施又は維持させることを内容とするもの
C群	社会適応訓練 (ソーシャルスキル・トレーニング等)	SST、就労セミナー、コラージュ療法等、自立した生活を営む上で改善すべき個別の課題や問題性を解消するために個別的に働き掛けることを内容とするもの
D群	地域移行支援 (社会奉仕活動、地域交流活動等)	社会奉仕活動、地域交流活動等、自立した生活を営む上で必要な集団における体験や機会を提供することを内容とするもの

出典：法務省資料による。

## (2) 自立支援の中核的担い手としての更生保護施設等の事業の促進及び委託費構造の見直し【施策番号 20】

法務省は、保護観察所において、高齢者又は障害のある者等に対する特別処遇（【施策番号 32】参照）、薬物依存者への薬物依存回復処遇（【施策番号 36】参照）等、入所者の特性に応じた処遇はもとより、更生保護施設退所者等が地域生活に定着するまでの間の継続的な支援として、生活相談支援や特定補導（【施策番号 19】参照）の実施を更生保護施設（【施策番号 19】参照）に委託する取組を行っている。平成29年度からは、更生保護施設に委託し、更生保護事業<sup>\*27</sup>の一つである通所・訪問型保護事業として更生保護施設退所者等が更生保護施設に通所して支援を受ける「フォローアップ事業」（資 1-20-1 参照）を、令和3年10月からは、更生保護施設退所者等の自宅等を訪問するなどして継続的な支援を行う「訪問支援事業」（【施策番号 87】参照）を実施している。

また、令和5年4月から、保護観察所が更生保護施設に対して、入所者や施設を退所した者等の特性に応じた多様な措置（特定補導）の委託を開始するなど、更生保護事業の見直しに取り組んでいる（【施策番号 19】参照）。

\*27 更生保護事業

更生保護事業法第2条第1項に定める事業で、「宿泊型保護事業」、「通所・訪問型保護事業」及び「地域連携・助成事業」をいう。

宿泊型保護事業とは、保護観察対象者等を更生保護施設に収容して、宿泊場所を供与し、必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助等を行い、その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

通所・訪問型保護事業とは、更生保護施設その他の適当な施設に通所又は訪問する等により、保護観察対象者等に対し、宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（宿泊型保護事業として行うものを除く。）を行う事業をいう。

地域連携・助成事業とは、保護観察対象者等の改善更生に資する事業として、公共の衛生福祉に関する機関その他の者ととの地域における連携協力体制の整備、地域住民の参加の促進を行う等のほか、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他保護観察対象者等の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業をいう。

## 資 1-20-1

## 更生保護施設におけるフォローアップ事業の概要

## 更生保護施設に対する「通所処遇」の委託 (フォローアップ事業：平成29年度～)

### 目的

(更生保護施設を退所するなどして) 地域に居住している者の自立更生のため、更生保護施設の有する処遇の知見等を基にした**継続的な支援**を実施するもの。

### 内容

- **生活相談支援**  
更生保護施設職員の面接等による**生活相談への対応** (自立更生に向けた**助言・支援**)
- その他、**薬物等への依存からの回復支援**など、**改善更生に資する様々な働きかけ**を集団又は個別で実施

### 対象

**保護観察対象者**及び**更生緊急保護対象者**のうち、**支援内容に応じて**、次の者が対象

#### ①生活相談支援

原則として**更生保護施設を退所した者**のうち、更生保護施設への**通所が可能**であり、自立更生に向けた生活上の課題解決に向けて生活相談支援が有用であると認められる者

#### ②その他

更生保護施設への通所が可能な者のうち、**薬物への依存**を有するなど、**改善更生に向けた働きかけが必要**と認められる者



### 法制上の位置付け

- **通所・訪問型保護事業** (更生保護事業法第2条第3項)
- 補導援護及び更生緊急保護における「**社会生活に適應させるために必要な生活指導**」 (更生保護法第58条第6号、第85条第1項) の委託

出典：法務省資料による。

### (3) 自立準備ホームの確保と活用【施策番号 21】

法務省は、保護観察所において、社会の中に多様な居場所を確保する方策として、「緊急的住居確保・自立支援対策」(資 1-21-1 参照)を実施しており、自立準備ホーム<sup>※28</sup>としてあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活支援(自立準備支援)を委託している。令和6年度の委託実人員は1,686人(令和5年度:1,775人)(そのうち、新たに委託を開始した人員は1,330人(令和5年度:1,394人))、1日当たり1人を単位とした年間収容延べ人員は11万8,151人(令和5年度:12万6,404人)であり、1人当たりの平均委託期間は70.1日(令和5年度:71.2日)であった。

※ 28 自立準備ホーム

「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づき、保護観察対象者等に対して、民間法人・団体等が提供する宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼ぶ。令和6年4月現在の登録事業者数は530事業者であり、その内訳は、特定非営利活動法人が161事業者、会社法人が156事業者、宗教法人が44事業者、その他が169事業者となっており、多様な法人・団体が登録されている。

## 資 1-21-1 緊急的住居確保・自立支援対策の概要

## 緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム）の概要

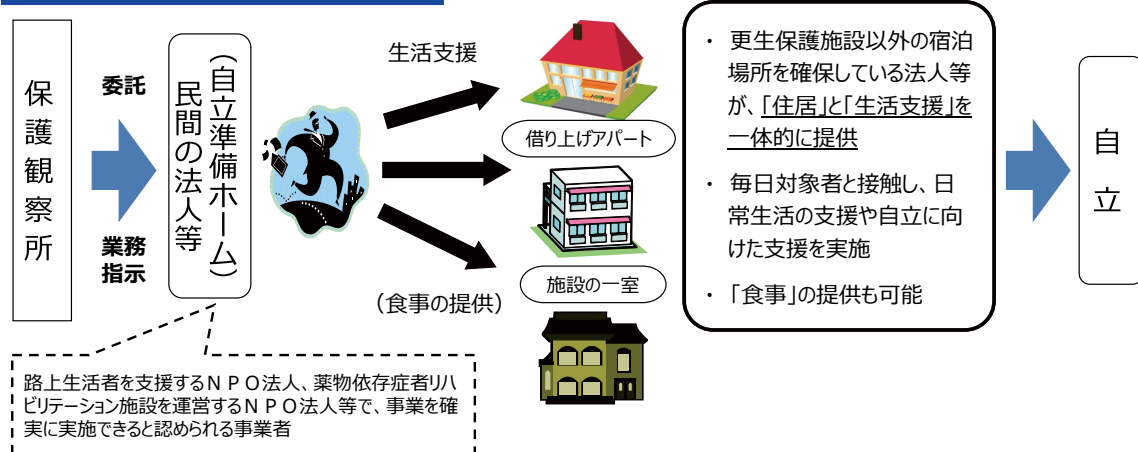
## 更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

## 緊急的住居確保・自立支援対策



出典：法務省資料による。

## 3 地域社会における定住先の確保

## (1) 居住支援法人との連携の強化【施策番号 22】

法務省は、更生保護官署において、犯罪をした者等のうち、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項が規定する住宅確保要配慮者<sup>※29</sup>に該当する者に対して、個別の事情を踏まえつつ、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施している。また、更生保護施設退所者の住居確保の観点から、保護観察対象者等の入居を拒まない住居の開拓・確保にも努めている。

また、令和5年度からは、居住支援法人<sup>※30</sup>との相互理解を深め、連携を強化することを目的として、各矯正管区が中心となって、居住支援法人等の職員を矯正施設に招へいし、施設見学会及び意見交換会を実施している。

## (2) 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号 23】

国土交通省は、平成29年度に、各地方公共団体に対して通知を発出し、保護観察対象者等が住宅に困窮している状況や地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討するよう要請し、併せて、矯正施設出所者について、「著しく所得の低い世帯」として優先入居の対象とすることについても適切な対応を要請するなど、公営住宅への入居における特別な配慮を行った。また、通知の内容について、地方公共団体の担当者を対象と

※29 住宅確保要配慮者  
低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、保護観察対象者等。

※30 居住支援法人  
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第59条に規定する法人で、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

する研修会等において周知を行っている。

### (3) 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号 24】

法務省は、更生保護官署において、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供している者や公営住宅の事業主体である地方公共団体から、住居の提供に関する相談を受けた際は、その相談内容を踏まえて当該保護観察対象者等に指導又は助言を行うとともに、住居確保のための支援を行う協力雇用主に対する身元保証制度（【施策番号 11】参照）の活用事例について情報提供等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を行っている。

### (4) 満期釈放者等に対する支援情報の提供等の充実【施策番号 25】

法務省は、刑事施設において、出所後の社会生活で直ちに必要となる知識の付与等を目的として、講話や個別面接等による釈放前の指導を実施している。特に、適当な帰住先が確保できていないなど、釈放後の生活が不安定となることが見込まれる満期釈放者に対しては、刑事施設に配置された福祉専門官や非常勤の社会福祉士等が個別面接を行うなどして、受刑者本人のニーズを把握しながら、更生緊急保護<sup>※31</sup>制度や、社会保障等の社会における各種手続に関する知識を付与し、必要な支援につなぐための働き掛けを行っている。

地方更生保護委員会では、満期釈放が見込まれる受刑者等について、継続的に保護観察官による面接を実施し、更生緊急保護制度について説示し、矯正施設収容中の申出への動機付けを図るとともに、保護観察所に更生緊急保護の実施に必要な情報提供を行っている。そして、保護観察所において、矯正施設収容中に更生緊急保護の申出があった場合は、釈放後直ちに必要な支援を受けられるよう、必要な調査や調整を行っている。矯正施設収容中又は釈放後の申出にかかわらず、帰住先を確保できないまま満期釈放となった更生緊急保護対象者に対しては、必要に応じて、更生保護施設等へ委託するほか、保健医療・福祉関係機関等の地域の支援機関等についての情報提供を行うなど、一時的な居場所の提供や定住先確保のための取組の充実を図っている。令和6年は、更生保護施設及び自立準備ホームに対して、2,334人（令和5年：2,359人）の満期釈放者等への宿泊場所の提供等を委託し、これらの者の一時的な居場所を確保した。

※ 31 更生緊急保護

更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に基づき、保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更生緊急保護の措置のうち、金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与については更に6月を超えない範囲内、その他のものについては更に1年6月を超えない範囲内）において行うことができる。なお、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法においては、更生緊急保護の対象者に、処分保留で釈放された者のうち検察官が罪を犯したと認められたものが追加された。さらに、矯正施設収容中の段階から更生緊急保護の申出を行うことができることとされた。

## COLUMN

## 3

## 更生保護施設西本願寺白光荘における被保護者の特性に応じた専門的処遇の実情

## 西本願寺白光荘

西本願寺白光荘は、全国に7つしかない女性専用の更生保護施設です。収容定員20名に対し、職員は常勤9人、非常勤1人の計10人、うち7人が精神保健福祉士や公認心理師等の有資格者です。非行や犯罪に関わる女性の問題は男性に比べて、表面上見えにくいことがあります。本コラムでは、こうした女性の特性に応じた専門的処遇として実施している特定補導【施策番号19参照】を中心にその実情と事例を紹介します。

女性の入所受刑者の約8割は、窃盗と覚醒剤取締法違反で占められています。被保護者には、機能不全の家庭で養育され愛着障害があり、ADHDなどの発達障害もあって、<sup>しつげ</sup>躰と称する虐待を受けてきた者が多い上に、特に女性の場合はDV（ドメスティック・バイオレンス）などによるトラウマ問題を抱えている者が少なくなく、アルコール、タバコ、精神薬等への依存、リストカットなどのほか、違法薬物、万引き、不特定多数の者との性交渉などの問題行動を起こすことが多くありますが、これらは生き延びるための自己治療であるとも言われています。こうした人たちは、うつ病や摂食障害など重複した障害を抱え、いつも心の底には、自分は生きる値打ちがない、死にたいという気持ちを持っている傾向があり、当施設では特定補導の制度が始まる前から、自己肯定感を高めるための「なりたい自分になる講座」という集団処遇を行ってきました。特定補導の開始によりこれらを再編成し、特定補導のA群として、ピアサポーター<sup>※1</sup>が参加する薬物依存回復プログラム「SMARPP」<sup>※2</sup>、窃盗症の人に対する「B-KLARPP」<sup>※3</sup>、B群として、AA（アルコホーリクス・アノニマス）<sup>※4</sup>、京都マック<sup>※5</sup>と連携した依存症ミーティング、トラウマに着目したウイメンズプログラム、マインドフルネスとタッチケア<sup>※6</sup>を組み合わせたセルフケア、C群として、SST<sup>※7</sup>、カラーージュ療法<sup>※8</sup>、コグニティブトレーニング<sup>※9</sup>、医療相談、法律相談、D群として、手芸、書道など全15種以上を実施しています。

自分の気持ちを抑え込んできたため自分を語ることが苦手で、自助グループのミーティングには馴染めないとする人が少なくないのですが、その中には、自分の話を聞いてほしいと思っている人も多くいるので、白光荘のミーティングでは、オープンな形で雑談のように一人ひとりの話に共感したり、語り合うことに時間を掛け、仲間との分かち合いから、新しい自分の生き方を考えてほしいと思っています。

- ※1 ピアサポーター  
自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行う人のこと。
- ※2 SMARPP  
Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program（せりがや覚醒剤依存再発防止プログラム）の略称であり、薬物依存症の治療を目的とした認知行動療法に基づくプログラムである。
- ※3 B-KLARPP  
窃盗症の治療を目的とした認知行動療法に基づくワークブックを利用した、窃盗防止プログラム。
- ※4 AA（アルコホーリクス・アノニマス）  
Alcoholics Anonymous アルコール依存症者の回復を支援する自助グループ。
- ※5 京都マック  
アルコールや薬物等の依存症者の回復を支援する民間のリハビリテーション施設。
- ※6 タッチケア  
触れるケアの総称であり、治療（CURE）目的ではなく、ケア（CARE）や癒しとして、家族間や看護・介護等の対人援助の現場、そして、自分自身にも活用できるケア法である。
- ※7 SST  
Social Skills Training（ソーシャル・スキル・トレーニング）の略称であり、日本語では「社会生活技能訓練」などと訳されている。主に、グループワークを通じて他人との適切なコミュニケーションの取り方等、社会生活を営む上で必要なスキルを身につけるための訓練を行うものである。
- ※8 カラーージュ療法  
心理療法の一分野であるアートセラピーの一つで、非言語的なコミュニケーションを通じて感情を表現する方法である。具体的には、雑誌やカタログなどの気になった切り抜きを集め、それを1枚の用紙に好きなように貼り付けることで、潜在的な心の分析に役立てられる。
- ※9 コグニティブトレーニング  
認知〇〇トレーニング（Cognitive〇〇 Training）の略称で、認知作業トレーニング、認知機能強化トレーニング、認知ソーシャルトレーニングで構成されている。簡単な計算、図形等の書写、短期記憶に関するトレーニングを通じて、対人スキルや感情統制力、問題解決能力等の基礎となる認知機能を強化する。

## 事例1 家族を含め周囲に薬物事犯者が多く、覚醒剤は止められないものと考えていた女性

SMARPPでピアサポーターに出会い、その語りに耳を傾ける中で「私もあっち側（支援者側）に行きたい」と言い始め、ピアサポーターの支えもあって退所後も自助グループや依存症専門病院のミーティング、NA（ナルコティクス・アノニマス）<sup>※10</sup>に通い続け、自助グループのスタッフになるところまで回復している。

## 事例2 家族関係がストレスで万引きを繰り返していた女性

B-KLARPPを通して万引きの原因が家族関係にあったことに気付き、当施設からの退所先を家族のもとから単身生活に軌道修正し、地域の訪問介護や当施設の訪問支援職員の家庭訪問を受けながら、家族に気兼ねしない初めての一人暮らしを維持している。

彼女たちは、白か黒かという二分的な思考をしがちであり、職員に対しても理想の人だと依存したかと思うと、酷い人だ、信頼できないと攻撃してくることがあります。ついお説教や助言をしたくなるのですが、彼女たちの言うことを否定しないように気を付け、適度な距離を保ちながら、職員は決して見捨てないという信頼関係を維持し、自分の力で自己決定するということを体感してほしいと思っています。



スマーブの様子

※10 NA（ナルコティクス・アノニマス）  
Narcotics Anonymous 薬物依存症者の自助グループ。

## COLUMN

## 4

## 抱樸における居住支援の取り組みについて

特定非営利活動法人抱樸 事業担当常務 山田耕司

特定非営利活動法人抱樸（以下「抱樸」という。）は、ホームレスへの炊き出し活動を前身時の昭和63年に開始しました。平成12年11月にNPO法人化し、平成26年に現在の「抱樸」に改称しました。抱樸では、自立支援のみならず、「出会いから看取りまで」の伴走型支援を掲げ、29事業の多様な活動を行っています。

## 1、刑務所出所者等支援を行うきっかけ

長年の活動の中で、ホームレス状態に陥る方の多くが、単に失業による居所喪失という理由だけでなく、潜在的に軽度の知的障害や精神疾患、家族関係の喪失、多重債務など、複合的な要因を抱え、困窮・孤立状態に陥っていったことが見えてきました。相談者の中には一定数の刑務所出所者等もあり、犯罪に至った過程には、上記と同様の課題があることが推測されます。また、平成18年1月の「下関駅放火事件」の加害者への支援などを経て、平成22年より、福岡県から福岡県地域生活定着支援センター（以下「地域生活定着支援センター」という。）を受託することとなりました。また、令和7年度より、法務省から更生保護地域寄り添い支援事業【施策番号84参照】をジャパンマック福岡との共同事業体として受託しています。これまでに1,132名の刑務所出所者等への支援を行ってきました（令和7年5月末時点）。

## 2、抱樸の「居住支援」スキーム

抱樸では以下のようなスキームで居宅設定及び居住支援を行っています。

## ①各相談部署による総合的かつ包括的な相談支援

「住居」のことで困窮している人は、多くの場合、それ以外にも困窮要因を抱えていることが多いことから、居住支援に関する相談支援は総合的である必要があります。地域生活定着支援センターも含め、各相談部署においては、上記視点に基づき、居宅だけでなく、生活全般の支援プランの策定と支援を行うようにしています。

## ②地域と連携した居住支援の仕組み

平成17年より「自立支援居宅協力者の会」を創設し、不動産会社・事業者とNPOの連携による住居確保支援を行っています。現在、北九州市58社、福岡市10社が加入し、これまでに2,000名以上の住宅提供を行ってきました。入居後も以下④に記載するサポートセンターと連携し、生活の見守り等を行っています。地域生活定着支援センターにおいては、上記に加え、平成29年より、福岡県地域生活定着支援協議会を設立し、福岡県内の更生保護施設や自立準備ホーム、福祉事業者、医療機関、司法関係者等との地域連携ネットワークを構築しています（令和7年5月末時点 79団体・個人）。

## ③断らない家賃保証の仕組み

抱樸では居宅設定に当たって連帯保証人を求められる際の対応として、法人独自の「保証人バンク」事業を実施してきました。平成29年以降は、2社の家賃債務保証会社と連携して、「審査で落とさない・生活支援付家賃保証」の仕組みを作ってきました。これは、抱樸が生活支援を行うことを前提に（入居者と生活支援契約を締結）、家賃債務保証会社は原則として審査で落とさない取り決めとしているものです。

## ④専門スタッフによる支援「地域生活サポートセンター」

平成17年よりアフターケア事業として「地域生活サポートセンター」を開設しました。地域生活サポートセンターの支援は多岐にわたり、「就労支援・定着支援」、「住居支援・転居支援」、「福祉事務所との連携支援」、「健康支援」、「親族・地域との交流支援」、「他法活用（年金、雇用保険など）支援」、「法律・人権支援」、「定期訪問」、「互助会連携（後述）」、「葬儀支援」、「金銭管理支援」などがあります。

## ⑤見守り支援付き住宅「プラザ抱樸」事業

地域での単身生活が困難になりつつある方や、より見守りが必要と考えられる方を対象に、平成25年より「抱樸館北九州」（無料低額宿泊所）や平成30年よりサブリース型の見守り支援付き住宅「プラザ抱樸」事業を開始しました。現在は休眠預金事業助成金<sup>※</sup>を活用し、購入した110室あるマンション一棟をこの事業に充て、60室を見守り支援付き住宅（非制度）、12室を障害者グループホーム、20室を日常生活支援住居施設（無料低額宿泊所）という形で一棟の中に制度と非制度を組み合わせながら支援を行っています。

## ⑥地域参加コーディネート～地域の中でのささえあいの仕組み～

抱樸では、地域のささえあいの仕組みづくりや、家族機能の社会化を目指して、「互助会」による取組を行っています。令和7年3月末時点の会員数は274名、うち88名が、元ホームレスの方です。世話人による定期訪問や、サロン活動、バス旅行などの行事に加え、最後は互助会葬（お葬式）と偲ぶ会（追悼集会）も行っています。「支えられた者が支える側になる」「互いの支え合い」の中で、自己の存在意義を確認したり、役割が創出され、生きがいや生活の安定につながっていくものと思われま

す。終わりに、再犯防止において、安定した居所と収入（就労、年金、生活保護など）の確保は重要です。しかし、その状況を維持し続けるためには、本人（あえて言うならば支援者も）だけの努力では限界もあります。抱樸においては、居宅設定だけでなく、居住後も孤立しない、再困窮に陥らない体制やネットワークを構築してきました。これは、ホームレスや生活困窮者に限らず、最も社会から排除、孤立しやすい刑務所出所者等の支援においても、同じように必要と考えます。

本文が皆様の一助となれば幸いです。

※ 休眠預金活用事業

平成30年に施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る活用に係る法律」に基づき、一定期間取引のない預金を原資として、子ども若者支援、生活困難者支援、地域活性化等支援等の公益活動に活用する制度であり、社会課題の解決に資する事業へ助成等が行われている。